

休眠預金等活用審議会ワーキンググループの設置について

令和元年6月24日
休眠預金等活用審議会決定

1. 設置の目的

休眠預金等活用審議会（以下「審議会」という。）における民間公益活動促進業務の実施状況の監視及び休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する重要事項の調査審議に資するため、会長が指定する事項に関して、資金分配団体や民間公益活動を行う団体に関する現状や課題等の調査を行い、審議会に報告することを目的として、休眠預金等活用審議会運営規則第8条の規定に基づき、休眠預金等活用審議会ワーキンググループを設置する。

2. 構成員等

- (1) ワーキンググループは、審議会の専門委員により構成する。
- (2) ワーキンググループに主査を置くものとし、主査は専門委員の中から審議会の会長（以下単に「会長」という。）が指名する。
- (3) 主査はワーキンググループの事務を掌理する。
- (4) 主査が不在のときは、ワーキンググループに属する専門委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) ワーキンググループは、会長の同意を得た上で、主査が招集する。
- (6) 主査は、必要があると認めるときは、ワーキンググループに専門委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3. 公表等

- (1) 主査は、ワーキンググループ終了後速やかに議事録を作成し、公表するものとする。
- (2) 主査は、ワーキンググループ終了後速やかに資料を公表する。
- (3) 主査は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、公表することにより公正かつ中立な調査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録及び資料の全部又は一部を非公表とすることができる。

4. その他

上記に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、会長の同意を得た上で、主査が定める。